

議事日程(第5号)

平成27年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第56号 多面的機能支払交付金事業の事務の委託について
日程第2 議案第57号 高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第58号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第59号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第5 議案第60号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
日程第7 議案第61号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第62号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第9 発議第3号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書
日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 多面的機能支払交付金事業の事務の委託について
日程第2 議案第57号 高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第58号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第59号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第5 議案第60号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
日程第7 議案第61号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第62号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第9 発議第3号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書
日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

出席議員(16名)

1 番	池田 堯君	2 番	水町 茂君
3 番	山本 隆俊君	5 番	津曲 牧子君
6 番	岩村 道章君	7 番	岩崎 信や君
8 番	青木 善明君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	緒方 直樹君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局補佐 鳥取 和弘君
 議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	間 省二君
町民生活課長	杉 英樹君	健康保険課長	徳永 恵子君
福祉課長	河野 辰己君	税務課長	宮崎守一朗君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	中里 祐二君
社会教育課長	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。おはようございます。平成27年第4回定例議会が招集され、提案された8議案については、特別委員会及び常任委員会での審査を終了したところですが、森林保護に関する意見書の議員提案が1件提出されましたので、本日9時30分より、議長室において議会運営委員会を開き、日程に追加

を認めるのか話し合った結果、本日の日程に追加することに意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今、報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第56号

日程第2. 議案第57号

日程第3. 議案第58号

日程第4. 議案第59号

日程第5. 議案第60号

日程第6. 議案第63号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託についてから、日程第6、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）まで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 16番。おはようございます。平成27年第4回定例会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第59号高鍋町税条例の一部改正について、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分についての4件であります。その審査の経過と結果を御報告いたします。

審査日時は、12月14日、15日の2日間、第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、担当課職員出席のもと、説明及び資料提出の上、慎重に審査を行いました。報告につきましては審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

なお、調査箇所は牛牧方面にヤンバルトサカヤスデの調査に行っております。

それでは、まず、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、総務課より改正理由の説明があり、東日本大震災被災地職員派遣事業によって、平成28年度に岩手県大槌町へ職員を半年間派遣することになったため、職員派遣に当たって旅費に関する必要な措置を講ずるものであるとの説明がありました。

改正内容としましては、現行の旅費の種類に、移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加するものであります。

また、旅費の種類を追加することに伴い、用語の意義に赴任と扶養親族を追加されておるとの説明がありました。

委員より、大槌町は、どのような役職者を要請しているのかとの問いに、特に役職者を要請されることはなく、こちらから派遣した職員を、向こうで適宜役職を振っているとの答弁がありました。

委員より、派遣期間はどのくらいかとの問いに、来年10月から再来年の3月までの半年との答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課より説明がありました。募集をしても安いと人が集まらないという点と、1年の雇用ではなく、嘱託として2年から3年、人員を確保したいということで、嘱託員の中で、保育士は月額15万円だったものが16万8,000円になり、調理師、管理栄養士、栄養士を新たに規定し、月額の報酬も調理師、管理栄養士は16万8,000円、栄養士は15万円に改正し、他の地域と同程度の金額に引き上げているとの説明がありました。

委員より、保育士を確保しづらいと聞くがとの問いに、認定保育園ができたことにより、幼稚園でも保育士の確保が必要となっており、より確保しづらくなってきているとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号高鍋町税条例の一部改正について、税務課より説明があり、今回の改正内容は、地方税法総則に定める納税者の申請による徴収猶予、職権による換価の猶予の見直しと、新たに創設された納税者による、申請による換価の猶予について、地方団体の実情に応じて条例で定める仕組みとし、法律に条例委任事項が設けられたことに伴う改正との説明がありました。

委員より、申請による換価の猶予に係る申請期限6箇月、徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類の訂正期限20日、猶予に係る担保の徴収の不要とする基準、猶予金額の100万円以下、猶予期限3箇月以内などの基準はどのような根拠に基づくものかとの問いに、国税の基準に準拠するものとの答弁がありました。

委員より、今回の制度の内容について、町民への周知についてはどう考えているのかとの問いに、納税相談、住民税の申告会場での周知や、町ホームページへの掲載を検討するとの答弁がありました。

委員より、徴収猶予の要件と延滞金との関係についてはとの問いに、徴収猶予の要件は地方税法に定める災害、病気、盗難等、事業の休廃業、事実上の損失等により、一時に納付することができないなど、猶予には5つの要件があり、該当すれば延滞金の免除、軽減措置の場合があるとの答弁がありました。

委員より、納税者にとって猶予の制度は有効なのかとの問いに、納期内納付を履行して

いただいている納税者との公平性の確保と、猶予の申請内容を審査、適切に判断し完納に結びつけるものとの答弁がありました。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について、最初は税務課関係です。補正予算については、歳出のみであり、税務総務費の職員手当として、総合行政システム切りかえ時の家屋課税、軽自動車税データ取り込み、住民税課税業務における修正・確認作業に要した時間外勤務手当との説明がありました。

また、賦課徴收費、償還金利子及び割引料の税還付金として個人住民税、過年度還付分など、年度末までに不足する内容の説明がありました。

委員より、時間外勤務に要した時間と人数について、どれくらいかとの問いに、時間数は58時間、3人の職員で業務に当たったとの答弁がありました。

委員より、償還金の内容、税還付金はどのようなときに発生するのかとの問いに、過年度分の課税に更正があった場合に歳出予算から償還するもので、法人町民税における予定納税等を精算する場合や、個人住民税、固定資産税などの還付金があるとの答弁がありました。

次に、政策推進課関係です。債務負担行為の補正から説明があり、これは、今年度から次年度以降に債務の発生するものについて、期間、債務の限度額を定めるものですが、政策推進課関係は、保守点検委託の中で電算機器のハードウェアとソフトウェアの債務負担の補正をするものとの説明がありました。

次に、地方債の補正についての説明があり、急傾斜地崩壊対策事業、社会資本整備総合交付金事業、中学校施設環境改善交付金事業に係る借入限度額を変更するものとの説明がありました。

次は、歳入について説明があり、地方特例交付金は個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除の実施に伴う減収分を補填するために国から町に交付されるものですが、交付額が692万3,000円になりましたので、予算との差額7万7,000円を減額補正するものとの説明がありました。

次に、県支出金、総務費県補助金の総務管理費補助金、地域交通機関運行維持対策補助金は、廃止路線代替バス運行に対し、運行欠損額の2分の1の県の補助があるとの説明がありました。

次に、県支出金、委託金、総務費委託金、統計調査費委託金ですが、経済センサス委託金の追加交付額4万3,000円が計上されております。

次に、寄附金ですが、ふるさと納税として11月23日までの寄附金で210件の寄附がありましたので、414万円を補正するものです。

次に、町債ですが、急傾斜地崩壊対策事業債は、脇地区の急傾斜地の測量設計に係るものです。社会資本整備総合交付金事業債は、小丸団地（E棟）外壁等改修事業に係るもの

です。中学校施設環境改善交付金事業債は、西中学校南校舎外壁改修事業に係るものとの説明がありました。

次に、歳出の説明があり、総務費の報償費ですが、ふるさと納税を促進するために、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に10月末にアップし、このサイトから寄附申し込みができるようにしたところですが、11月の実績から、今後一月で500万円のふるさと納税が見込まれることから、ふるさと納税謝礼品費1,000万円を追加計上したとの説明がありました。

次に諸費の負担金補助及び交付金ですが、地方バス路線維持費補助金は、西都行き3路線4系統の廃止バス路線に対する運行欠損額の補助と、西小児童の通学のために1路線の運行費と、生活交通路線1路線の運行費に対し、補助するものとの説明がありました。

委員より、地方バス路線について詳細を聞きたいとの問いに、廃止代替路線は3路線4系統あるとの説明があり、西小児童の通学のために1路線があり、生活交通路線1路線があるとの答弁でした。

また、委員より、欠損額が大きいとのことで、1市2町で今後の取り組みについて何か考えているのかとの問いに、宮交は欠損額が大きくて廃止するとのことで、それにかわり、西都、高鍋、新富町が交通弱者のために費用を計上し維持している路線であるため、欠損は出ているが今後は利用促進を図らなければならない。そのためにバスマップや、小学校児童を対象にバスの乗り方教室を開き、バス利用を推進していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、ふるさと納税がふえたのは安心したが、品切れがよく発生しているが、その対策は何か考えているのかとの問いに、事業者も頑張っているが、生産がおいつかないとか、他にも販売をしているので追いつかないため、限定で出さざるを得ないとの答弁でした。

次に、議会事務局関係です。議会事務局では歳出のみで、議会費の需要費、議会広報の印刷製本費につきまして、そのページ数の増により、当初予算に不足を生じることとなり、その不足額16万3,000円を計上したとの説明がありました。

委員から、新年度は、本年度と同額の予算を計上するのかとの問いに、表紙のカラー分を含めた予算の計上を検討しているとの答弁がありました。

次に、町民生活課関係です。町民生活課関係では歳出のみで、環境衛生費としてヤンバルトサカヤスデの薬剤購入費と戸籍住民基本台帳費としてマイナンバー制度に係る時間外勤務手当、役務費として料金後納郵便料、委託料として顔認証システム導入作業委託などが挙げられるとの説明がありました。

委員より、今後さらにヤンバルトサカヤスデが拡大するようであれば、鹿児島県のように県に要請するべきではないかとの問いに、県に昨年から相談しているが、県側が対応できないとの返答があった。今年度、情報を県議の方が見てくれて、そこの常任委員会に取り上げてもらい、県から回答があったとのこと。現在、各町と情報交換して、対応してい

るところとの答弁がありました。

委員より、マイナンバーに対しての問いに、999世帯分が返送され、3月末を過ぎると破棄しないといけないとの説明がありました。3月末までに受け取りに来ない方は再交付扱いとなり、有料となるとの答弁でありました。

次に、総務課関係です。繰越明許費、債務負担行為などについて説明がなされました。繰越明許費の主なもの、庁舎別館に備えつける可動棚の年度内設置が困難な場合も想定されるため、繰越明許費の設定を行うとの説明がありました。

次に、債務負担行為補正については、廃棄物処理委託、警備委託、電気工作物保安管理委託、その他施設等管理委託などの説明がなされました。平成28年4月1日より、速やかに事業を実施するため、平成27年度中に契約を行う業務について債務負担行為を設定するものであるとの説明がありました。

次に、歳入については、総務管理費補助金として、選挙人名簿システム改修費補助金について、国が2分の1の補助をするため、5万9,000円の補正が計上されております。

次に、歳出については、総務管理費の中の工事請負費を庁舎別館内書庫に備えつける可動棚を当初、建物への附属物として工事請負費で予算化していたが、備品管理費での購入が適当と判断し、備品購入費の中の庁用器具費へ予算の組み替えを行うものとの説明がありました。

また、需用費の修繕料については、防犯灯の修繕箇所の増加に伴い、30基分を追加するとの説明がありました。

次に、選挙費の委託料については、選挙人名簿には居住後3～6箇月の間に定時登録され、一度登録されたら、転出後4箇月は前居住地で名簿から抹消されない。選挙人名簿登録居住地から他市町村へ転出後3～6箇月以内に、再度、他市町村へ転出した場合、いずれの市町村にも選挙人名簿に登録されない期間が出てくる場合がある。再転出した方が前住地に3箇月以上居住していた場合には、前住地で登録し、選挙機会を確保するよう公職選挙法が改正されることに伴い、システムの変更を行うものとの説明がありました。

次に、消防費の需要費では、消防団第11部管内の防火水槽1基の漏水修繕を行うものとの説明がありました。

役務費では、消防庁より、無償貸し付けを受ける救助資機材搭載型消防ポンプ自動車1台に係る経費が計上されております。役務費の中のその他手数料については、現在消防団第4部の車をかえようとしているが、古い車に載せている無線機を新たな車に載せかえる経費を計上しているとの説明がありました。

委員より、修繕する防犯灯はLEDを使う考えはないかとの問いに、古い物を取りかえる際は、既にLEDに切りかえているとの答弁がありました。

また、委員より、防犯灯について、10月現在でどの程度の修理の申し込みがあったのかとの問いに、今年は67件来ているとの答弁でした。

また、委員より、小丸川防災ステーション管理業務委託とJ-ALERT保守点検委託

の内容について詳しく聞きたいとの問いに、防災ステーションとは国土交通省が管理する水害の対策設置場所のことで、この場所の草刈りなどの管理を行うもの、J—ALERTの保守は、全国瞬時警報システムで、J—ALERT機械の保守であるとの答弁がありました。

以上、質疑が終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案59号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。地方バス路線維持については、詳しく報告がございましたので、これについては質疑は割愛したいと思います。

ページ22、23の個人番号カード認証システム導入に関して、住民に対してどのような注意事項があり、住民の周知に関しての流れはどうなっているのか、どのような審査をなされたのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） はい、お答えします。報告の内容には載せておりませんでした。委員から、結構、質疑が出ております。

まず、眼鏡の着用についてはどうなっているのかとの問いがありました。黒目に眼鏡の縁がかかっているものは、だめとのこと。輪郭が隠れているのもだめなので、女性が髪に飾りをつけているのもだめとの説明がありました。

また、委員より、眼鏡をつけている人は外したほうがいいのかの問いに、気にしなくてよいとの答弁がありました。もし、受け付けられない写真であった場合は、個別に連絡が

行くとのことであります。

以上であります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 8番。おはようございます。平成27年第4回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分についての3件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月14日、15日、16日の3日間、第3委員会室にて、産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について、産業振興課より、本案は、一ツ瀬川広域協定に係る多面的機能支払交付金に関する事務の管理及び執行を協議で規約を定め、木城町に事務を委託するもので、現行の制度では、交付金の使途が広域協定区域の各市町のそれぞれの区域に限られてしまう運用しかできない仕組みであり、そのため木城町において、負担金の受け入れ窓口と補助金交付申請事務を一括して行うことで交付金を一本化し、その交付金をもとに1市3町の複数の地区が一体となって活動することがメリットとなり、農道の補修や水路の補修など、単独の地区では賄い切れない費用が必要とされる整備にも計画的に取り組んでいくことが可能になるとの説明を受け、質疑に入り、委員より、委託先が木城町になった経緯についての問いに、一ツ瀬川土地改良区の管理及び事務の執行について、西都市は基幹水利、新富町は管理体制、高鍋町は雑用水の事務を担っていることから、関係市町との協議で木城町が委託することで了解したことによるとの答弁でした。

また、多面的機能支払交付金事業による整備の進みぐあいはの問いに、広域協定が始まったばかりで、まだ把握できていないが、これから数字を積み上げて把握していきたいとの答弁でした。

また、規約の中には緊急性の対応についてうたっていないが、ゲリラ豪雨などで想定外の災害に対しての対応は、スムーズにできるのかの問いに、広域での災害の場合は、関係機関での協議が必要となるとの答弁でした。

質疑が終り、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分につ

いて、初めに農業委員会です。歳入は農業者年金業務委託金の増額で、歳出は消耗品費でプリンター用カートリッジ及び事務用品との説明を受け、質疑に入り、委員より、加入状況についての問いに、平成27年1月末日現在で、新制度の確定拠出型で55名、待機者28名、受給権者では旧制度で186名、新制度で21名との答弁でした。

次に、建設管理課です。歳入の住宅費補助金は社会資本整備総合交付金です。歳出の主なもので、商工費の需用費では、自動車等駐車場の精算機画面を修繕するものです。

土木管理費の境界復元手数料は大平寺地区の里道を道路確定するため、道路橋梁費の分筆登記手数料は、町道敷内の民有地を町有地として分筆登記するものです。

河川費は脇2地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金で、都市計画費は田之上街区公園と宮越街区公園遊具の劣化による修繕料で、住宅費の工事請負費は小丸団地E棟の外壁等改修工事との説明を受け、質疑に入り、委員より、自動車等駐車場の精算機画面の耐用年数と経過年数についての問いに、耐用年数5年で、9年経過しているとの答弁でした。

また、街区公園に、今後、遊具をふやす考えはの問いに、今のところは考えていないとの答弁でした。

また、小丸団地の防鳥ネット工事についてはの問いに、共有部分は町で行うが、個人の部分についてはフックのみの取り付けになるとの答弁でした。

また、町道の分筆登記について、固定資産税賦課などの調査が必要ではないかとの意見がありました。

次に、繰越明許費の設定について、町単独道路改良事業では、境界確定に時間を費やし工事発注におくれが生じているため、社会資本整備総合交付金事業では用地取得に伴う、相続問題により、用地取得におくれが生じているため、単独災害復旧事業では、工事は発注済みではあるが、河川なので、長雨などにより水量が増加した場合、工事におくれが生じる可能性があるためとの説明を受け、質疑に入り、委員より、単独災害復旧事業の竹鳩橋工事について、国土交通省との協議は終わっているのかの問いに、協議は終わっているとの答弁でした。

次に、産業振興課です。歳入は、県補助金の多面的機能支払交付金が追加交付されるものです。歳出の主なものは、農業費の高品質茶生産技術確立支援事業補助金で、茶生産業者へのクワシロカイガラムシ防除に係る経費の補助で、多面的機能支払交付金現地確認委託料は、当初予算で新規地区面積が確定していないため、平成26年度の事業面積で積算しており、今回、新規地区面積の追加と積算単価が変更されたことによるものです。

多面的機能支払交付金事業一ツ瀬川広域協定負担金は、議案第56号により、木城町に事務を委託する分の高鍋町の分担金で、地積図修正業務委託料は、当初予算で持田地区地図訂正業務を行ったが、現地と地図に大きなずれがあり、法務局と協議し、追加で測量を行うものです。

林業費の町有林管理委託料は、ことしの10月に町有林を売り払った大平寺地区における地ごしらえ及び植栽を委託するもので、商工費の職業訓練校負担金は、16人分の東児

湯職業訓練校負担金との説明を受け、質疑に入り、委員より、国土調査費の持田地区の地図訂正について、なぜ2回も測量するのかの問いに、当初予算で測量し、字界違いの筆の修正を行ったが、法務局と協議したところ、該当の筆の周囲の測量が必要となったためとの答弁でした。

委員より、字界は多くあるが、ほかはどうなるのか、また、国土調査が終わっていない場所はの問いに、字図地域で合わないことがあるが、国土調査が終わっているところは大丈夫であるとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について、建設管理課より、小丸団地外壁等改修事業については、精査した結果、少々の雨でも、外壁、屋根防水の工事ができないために繰越の可能性が生じるので、繰越明許費の追加補正を行うとの説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論もなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 5番。おはようございます。平成27年第4回定例議会本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分についての2件です。日程順に、その審査の経過と結果を御報告いたします。

審査の日時は、12月14日、15日の2日間、第4委員会室において文教福祉常任委

員全員が出席し、担当課長、関係職員の出席のもと、議案の説明を受け審査を行いました。

まず、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分について、町民生活課です。国民年金事務費のシステム改修委託は、年金事務所に提出する報告様式の変更によるものと、若年納付猶予制度の免除の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大するものによるとの説明があり、委員より、納付猶予期間はどのように発生するのかの問いに、本人が申請をして所得などの要件をつけ提出し、年金事務所が判断するとの答弁でした。

次に、社会教育課です。総合運動公園費は、町営球場北側の投球練習場の屋根が台風で破損し、また、球場のファウルボールが飛んできて傷んでいるため、修理するものです。内容は、現在のタキロンから、合板の上に波板鋼板を張りつけたものに取りかえて、安全性を高めるとの説明でした。委員より、補修する広さはどれくらいかとの問いに、面積は107平米であるとの答弁でした。

次に、福祉課です。障害福祉費の介護給付事業費、訓練等給付費のどちらも、当初の見込みより、利用者、利用回数の増加によるものとの説明でした。

放課後児童健全育成事業は、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の一環である放課後児童クラブの運営費に対して、補助金が交付されるもので、新制度移行に伴う補助基準額の増加と、町内全5クラブにおいて、障害児受け入れの補助対象となったための事業費分であるとの説明でした。

時間外保育事業補助金は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う新規事業で、一月の就労時間が60時間から120時間未満の保護者の児童が延長保育を利用するときに補助金が交付されるもので、短時間認定児童は45人が対象となるとの説明でした。

母子福祉費のシステム改修費委託料は、学校給食費の納入方法について、検討委員会において検討された結果、児童手当からの天引きと口座振替の併用で納付するという方針が学校給食会理事会で承認され、これに伴い必要となるシステム改修費用を計上するとの説明がありました。

委員より、保護者からの反発はなかったのかとの問いに、保護者へのアンケートの結果、保護者から、地区集金をする方法はやめてほしいとの意見が多く、児童手当からの天引き、また、口座振替の希望が大多数であったとの答弁でした。

また、委員より、2つの方法の選択性なのかとの問いに、児童手当からの天引きは同意書をいただく形になり、基本的にはこの方法を推奨していくとの答弁でした。

また、口座振替は県内の金融機関で利用できるとのことで、先行している学校は実績が出ているとのことでした。

さらに委員より、児童手当の趣旨からしてここからの天引きでいいのかとの問いに、児童手当法改正により、保護者の同意があればよいとの答弁でした。

次に、教育総務課です。東西小学校の修繕費は、遊具の修理と消防設備改修のためとの説明で、委員より、遊具の点検はどのように行われているかとの問いに、毎年、職員が点

検しているが、専門業者に点検を依頼した結果、指摘があり修理するとの答弁でした。

西中学校の工事請負費は、国の学校施設環境改善交付金を活用し、南棟外壁改修工事等を実施するもので、剥落を未然に防ぐために外壁の大規模改修工事を行うとの説明で、事務費は改修工事に伴う消耗品購入費であるとの説明でした。

委員より、改修工事する校舎の剥離の危険性はあるのかとの問いに、全体的に打診調査を行いながら進めていき、緊急な危険性はないとの答弁でした。

次に、健康保険課です。介護保険事業費の繰出金は、介護保険料の過年度分の還付に伴う一般会計から介護保険特別会計への繰出金で、債務負担行為補正の清掃委託、電気工作物保安管理委託、その他施設等管理委託は、それぞれ健康づくりセンター分が含まれ、また、予防接種委託を計上しているとの説明でした。

委員より、限度額の積算はとの問いに、見積金額を基準として算出した額で、予防接種委託は当初予算編成において積算している額を計上しているとの答弁でした。

以上、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、採決に入り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について、教育総務課より説明があり、繰越明許費補正は、学校施設環境改善交付金事業で、西中学校南棟改修工事が、工事内容から相当な日数を要すると予想され、年度内の完了が困難と思われることから追加されたものとの説明でした。

委員より、工期終了予定はとの問いに、3年生のクラスの棟なので慎重に工事を進めていく、工期は決定していないとの答弁でした。

以上、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、採決に入り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告をいたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。ページ36、37の、西中学校の南棟外壁等が剥離するという状況で打診検査を行うということだったんですけども、私は西中学校の成り立ちからよく知っている状況があるものですから、あそこは結構、地盤沈下も含めて、かなり多く頻発しているところではあるんです。だからこそ、この南棟については、当初から、あそこに建てても大丈夫かということも含めてありました。

あそこは、再三いろんな問題が生じていて、今回も外壁を修理するというので、かなり金額的にもありますけれども、そういうところを説明を受けてきたのか。私、議員生活が長いためにいろんな調査もし、そして、どうしてあそここのところについてこういうことを申すのかというのは、そういうところをやはり委員会でお聞きになられ、そしてまた、

これからひょっとしたら起こるのではないかと想定されるような内容で審査を進めてこられたのかというのが非常に気になりましたので、どういった内容で審査を進めてこられたのか、私はそのところをしっかりと伺いし、もし、そのところで審査を行っていないということであれば、やはり西中学校の南棟については、かなり慎重な対応をしていかないと、これからもまた大きな金額が動かないとは言えない状況があると思いますので、どのような審査を進めてこられたのか、その内容について、もう少し詳しく答弁していただければと思っております。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） この西中学校の南棟改修工事に関しましては、国の学校施設環境改善交付金を活用しての改修工事との説明でした。

また、今後、工事に係る、外壁の剥離の原因が何であるかという審査は、委員会の中ではしておりません。

また、担当課のほうからも、以前の校舎建設に関する説明はございませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 中村末子。議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について、賛成の立場で討論を行います。

木城町への委託については、説明を受け納得できました。災害などのときに速やかに対応できるのか、少々不安な部分もございますが、委員会ではそのところについても十分に理解していただいたと見え、賛成いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第56号多面的機能支払交付金事業の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

復興支援ということで職員が派遣されますが、何といっても派遣される職員にとっては環境が大きく変化します。必要以上の期待感を持って迎えられたいと思いますが、環境の変化にも対応できる、こっちからのバックフォローが大切です。精神的に落ち込ませることがないように、いろんな分野での対応を強く希望して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

専門職の人員確保であると考えますが、現代の若者はシビアに物を考えます。特に親世代は、一生の仕事をと考える安定志向が強いと考えます。それに対応するには、金額だけでなく安心して働ける職場環境も大切です。お昼などの休憩時にリラックスできる環境整

備も進んでいるとは考えますが、生きがいの持てる環境整備の努力を求め、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第59号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで——12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。ちょっとどうしようか迷ったものですから。中村末子。議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

少ない予算ではありますが、町民生活に欠かせない事案を数多く含んでいます。特に町民要求に関することや緊急に対応できる予算確保に、各課とも頑張っていることがうかがえます。住民こそ主人公の立場で、これからも鋭意努力されることを期待して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第60号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第7. 議案第61号

日程第8. 議案第62号

○議長（永友 良和） 日程第7、議案第61号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第8、議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題といたします。

本2件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 17番。平成27年第4回高鍋町議会定例会において、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第61号、第62号の2件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御

報告いたします。

審査の日程は、12月11日、14日の2日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第61号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、地方自治法第214条の規定により、平成28年度の浄化センターの維持管理委託等について債務負担行為の設定を行うとのことで、各限度額の積算根拠の詳細説明を受けております。

委員より、汚泥運搬処分委託の諸費用の値上がり等が考えられるが、この単価で大丈夫かとの問いに、汚泥運搬処分業者からの見積もりで設定しているので問題はないとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入は、介護保険保険料過年度分の還付金17件分を一般会計からの繰り入れ、そして歳出では、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費の調整及び介護保険保険料過年度分の還付金であります。

また、債務負担行為では、地域包括支援センター運営事業委託の限度額を2,850万円と、介護予防事業の限度額を1,659万8,000円を、それぞれ第6次介護保険事業計画に基づき計上しているとの詳細説明を受けております。

委員より、債務負担行為の積算根拠はとの問いに、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託は、昨年の実績及び認知症推進員1名と職員1名を増員するためである。また、介護予防事業委託は8事業所の給付実績で、1人1回当たり3,000円と2,000円を見込んで計上しているとの答弁でありました。

また、委員より、高鍋町地域包括支援センターの業務内容はとの問いに、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務であるとの答弁を受けております。

なお、委員より、地域での認知症を含めた高齢者を見守る体制づくりが必要であると考えるので、地域見守り体制及び地域包括支援センターの充実強化を図るようとの要望をしております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第61号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

認知症などが多くなり、警察調べでも、お年寄りの行方不明事案が増加しているようです。認知症を理解し対応できるのは、専門的な知識を持ち温かい気持ちです。24時間一緒にいると、家族は非常に疲れますし、優しい気持ちが薄れていきます。今回、包括支援センターへの認知症対応のために職員配置との説明がありましたが、予算が確保できるなら、もっと加配してもよろしいのではないのでしょうか。

また、国は、介護職員の不足により居宅での介護を勧めているようですが、これは介護職員への給与を含む施設改善が進んでいない状況にあるからではないのでしょうか。重篤な方を居宅介護することは非常に大変なことであり、尊敬に値します。家族でにこやかに老後を暮らすことのできる環境づくりに支援できる体制、予算配分をお願いして賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 発議第3号

○議長（永友 良和） 日程第9、発議第3号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。発議第3号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出者、高鍋町議会議員中村末子、賛成者、青木善明、池田堯、水町茂、黒木博行の各議員でございます。

まず、この森林吸収源対策の財源確保を求める意見書を出すに当たり、宮崎県は森林を多く有する地域です。また、COP21がフランスでは開かれましたけれども、環境保全、この地球温暖化の問題が非常に問題となっております。その中で、宮崎県が全国に誇り森林がある、その酸素の供給量として、この森林吸収源対策を、しっかりと国に対して求めていくことが必要ではないかということにより、中段から、中国の需要増などによって、これは串間市との交流でも明らかになったことですが、また、高鍋町を見てもわかります。日向市においても、森林が伐採された後に、まだ植林されずに、はげ山になっている状況というのが本当に心配されております。そのことをしっかりと文言に含め、今回、意見書を提出するものです。

また、その森林がちゃんと植栽されないというところに至っては、人材、植えていく、植林する人がいないということで、2の森林整備・木材利用等の推進、そこにプラス人材育成のための予算を十分に確保していただき、そして安定的にしっかりと山が保全されるように、私たちは求めるものでございます。

このような意見書の内容は、皆さん文書を見ていただければわかると思いますので、内容については読み上げませんけれども、このことを御理解いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。平成27年12月17日。出す相手先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、地方創生担当大臣でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第3号森林吸収源対策の財源確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第10、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第11. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第11、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第12. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第12、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成27年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員